

PANメンバーズ会則

PANメンバーズ会則

第Ⅰ章 総 則

(目 的)

第1条 本会は第4条に述べる活動を通して、各会員がその商圈における主導的地位を築くと共に、新たな産業としての方向を創りあげていくことを目的とする

(名 称)

第2条 本会はPANメンバーズ(PLANNING ACTIVE NOW)と称する。

(本 部 の 所 在 地)

第3条 本会は本部を大阪市に置く。

(事 業 内 容)

第4条 本会は第1条の目的を達成するための次の活動を行なう。

- (1) 市場調査及び内外の情報、資料の収集
- (2) 会員相互の情報交換
- (3) 経営諸問題についての研修会開催
- (4) 経営管理、教育等への教材の提供
- (5) オリジナル商品の共同開発
- (6) 共同販促キャンペーンの企画と推進
- (7) 各種販促企画及びツールの提案
- (8) 共同PR紙の編集発行
- (9) 各会員単独でのSP企画、新商品開発、デザイン(CI計画、パッケージング、POP、店内ディスプレイ等)へのコンサルテーション
- (10) その他、総会で定めた事項

第Ⅱ章 会 員

(会 員 の 資 格)

第5条 本会の会員はつぎの要件を満たす企業の代表者もしくは代表者に準ずる者に限る。

- (1) パンを主体としたフードサービス業であること。
- (2) 独自の工場を有すること。
- (3) 小売店のチェーン展開をしていること。

(会 員 の 限 定)

第6条 会員間の競合を避けるため、原則として一商圈からの入会を一社に限定する

(加 入)

第7条の1. 第5条の資格を有する者は、会員2名以上の推薦を受けて入会を申し込むことが出来る。
2. 加入の申し込みがあった場合、運営幹事会にてその諾否を決定する。

(脱 会)

第8条 会員は書面をもって運営幹事会に申し出たうえで脱会することができる。

(除 名)

第9条の1. 本会は次の各号の一に該当する会員を除名することが出来る。

- (1) 会費、共同企画費等の支払い、その他本会に対する義務を怠った会員
- (2) 本会の事業を妨げ又は妨げようとした会員
- (3) 本会の事業の利用について不正な行為をした会員
- (4) その他、会員として不適当と思われる会員

2. 会員の除名は運営幹事会にて決定する。

(協 賛 会 員)

第10条の1. 第5条に定める会員とは別に、本会に協賛する協賛会員を設けることが出来る。

2. 第7条、第8条、及び第9条を会員に準用する。

(特 別 資 格)

第11条 運営幹事会において会員・協賛会員の他に会友・特別会員等、特別資格の会員を設けることが出来る。

第Ⅲ章 会 員

(役 員)

第12条 本会運営の為、つぎの役員を置く。

代表幹事	1名
幹 事	若干名
会計幹事	1名
監 査 役	2名

(役 員 の 任 期)

第13条の1. 役員の任期は2ヶ年とし、その再選は妨げない。

2. 任期満了によって退任した役員は、次期役員が就任するまでの間、役員の職務を行なうものとする。

(役 員 の 選 任)

第14条の1. 役員は通常総会にて指名推薦により選任する。

2. 役員が任期満了前に退任した場合、運営幹事会は前任者の残任期間に限って役員を補充選任することが出来る。

(役員 の 忠 実 義 務)

第15条 役員は本会則及び総会の決議を遵守し、本会のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(顧 問)

第16条 第4条の活動を行なうに当たって、運営幹事会は本会に顧問を置くことが出来る。

第Ⅳ章 総会及び運営幹事会

(通 常 総 会)

第17条 通常総会は原則として毎事業年度終了後、3ヶ月以内に開催する。

(臨 時 総 会)

第18条 会員の過半数から要請のある場合、または運営幹事会が必要と認める場合臨時総会を開催することが出来る。

(総 会 の 招 集)

第19条 代表幹事は総会を招集し、議長を務める。

(総会の決議事項)

第20条 総会は次の事項を決定する。

- (1) 本会則の改正
- (2) 役員の選出
- (3) 運営会費額の決定
- (4) 年次会計報告の承認
- (5) 事業概要の決定
- (6) その他、運営幹事会が必要と認める事項

(運 営 幹 事 会)

第21条の1. 運営幹事会は原則として毎月開催する。

2. 前項の他に、役員の1人以上が必要と認めた場合、随時、幹事会を開催することが出来る。

(運営幹事会の招集)

第22条 代表幹事は運営幹事会を招集し、議長を務める。

(運営幹事会の職務)

第23条 運営幹事会は、次の事項を担当し執行する。

- (1) 第20条各項の総会提出案作成
- (2) 会費の徴収、保全および運用
- (3) 運営事務並びに会員間の連絡事務
- (4) 第4条各項の事業の推進
- (5) 会員の加入、脱会
- (6) その他、本会運営上必要な事項

(専門部会の設置)

第24条 運営幹事会は第4条の事業推進に当たり、必要に応じて専門部会を設けることが出来る。

第Ⅴ章 会 計

(事 業 年 度)

第25条 本会の事業年度は毎年4月1日から、翌年3月31日までの1年間とする

(会 費)

- 第26条の1. 本会の運営の為、会員から会費を徴収する。
2. 会費の額は通常総会にて定める。

(会 費 の 払 込 み)

- 第27条の1. 会費は4月及び10月に、向こう6ヶ月分を前納する。
2. 会員が事業年度途中で脱会した場合、会費の前納残額は一切返却しないものとする。

(会 費 の 運 用)

- 第28条の1. 会費は本会運営のため、運営幹事会が効果的に運用する。
2. 会費の出納、保管は会計幹事が担当する。

(会 計 報 告)

- 第29条の1. 運営幹事会は事業年度終了と同時に、会費運用に関する報告書を作成し、通常総会に報告する。
2. 監査役は前項会計報告書を監査し、その適否を通常総会に報告する。

第VI章 付 則

(本 会 則 の 改 廃)

- 第30条 本会則の改廃は会員の提議により総会において定める。

(本 会 則 の 実 施)

- 第31条 本会則は昭和56年4月1日より実施する。